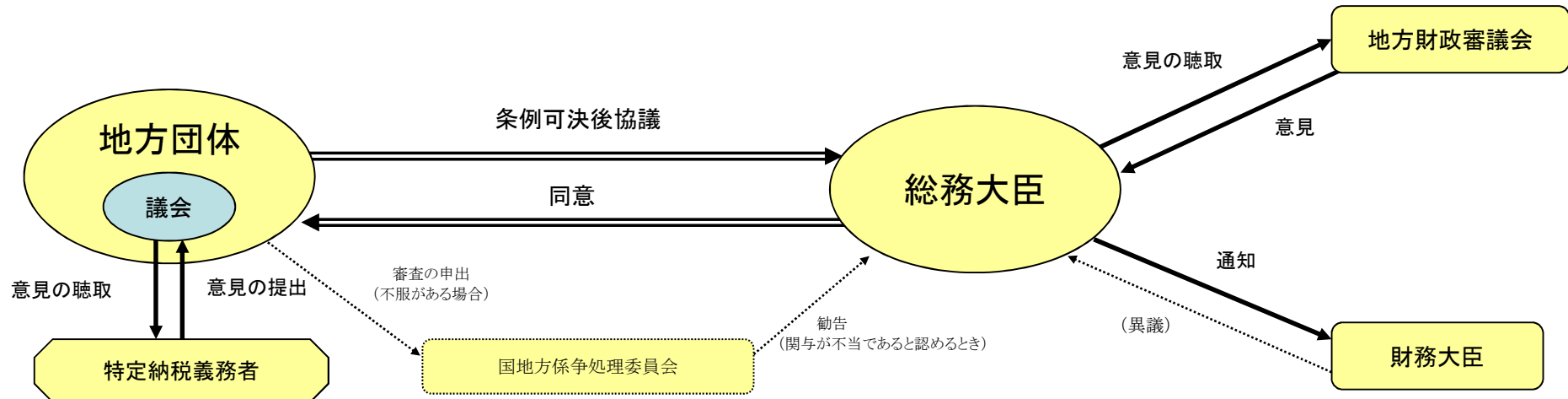


## 法定外税について

地方団体は、地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができ、これを「法定外税」という。

地方団体は、法定外税の新設又は変更をしようとする場合は、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

総務大臣は、地方団体から協議を受けた場合、地方財政審議会の意見を聴取するとともに財務大臣に通知しなければならない。



### 総務大臣同意基準

次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。  
(地方税法第261条、第671条、第733条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと